

本校における懲戒について

小学部・中学部・高等部の学則で定められている事項はそれぞれ下記の通りです。

小学部学則

- 2-4 教育上必要と認めたときは、訓告・退学の懲戒を行ないます。
- 5 退学は、下の各号に該当する児童に対して行ないます。
 - 1. 性行不良で改善の見込みがない者。
 - 1. 学力劣等で成業の見込みがない者。
 - 1. 正当の理由なくて出席常でない者。

中学部学則

- 第24条 教育上必要と認めたときは、訓告・退学の懲戒を行なう。
- 第25条 退学は次の各号に該当する生徒に対して行なう。
 - ①性行不良で改善の見込のない者
 - ②学力劣等で成業の見込のない者
 - ③正当な理由なく出席常でない者

高等部学則

- 第25条 教育上必要と認めたときは、訓告・退学の懲戒を行なう。
- 第26条 退学は次の各号に該当する生徒に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがない者と認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

上記の学則にある公式な懲戒としての退学は過去に適用された事例がございませんが、全寮制の学校生活の正常な運営の妨げになる場合、他の児童・生徒の教育の妨げになる場合、本校の教育理念に著しく反する場合等には厳しく指導し、保護者の協力のもと家庭での反省指導や、場合によっては自主退学をお願いすることもございます。